

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年六月十九日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市大字双柳千四十七―一から千四十七―二まで</p> <p>飯能市大字双柳九百四十九―三から千四十七―九まで</p> <p>飯能市大字双柳九百三十一―一から九百二十八―一まで</p> <p>飯能市大字双柳九百十一―三から九百十一―五まで</p> <p>飯能市大字双柳九百十二―一から九百十二―二まで</p> <p>飯能市大字双柳八百八十四―二から八百八十五―一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十八・二</p> <p>五十六・六七</p> <p>十六・〇</p> <p>二十二・二</p> <p>三十九・〇</p> <p>十五・八</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p>